

第3版はしがき

2019（令和元）年5月10日に、2003（平成15）年と2004（平成16）年の大改正以来の大きな民事執行法の改正法が成立し、11月に最高裁判所が公布した民事執行規則とともに、2020（令和2）年4月1日から施行された。この改正の主なポイントは、①債務者の財産状況の調査の強化、②子どもの引渡しの強制執行に関する規定の新設、③不動産競売における暴力団員の買受け防止規定の新設の三点である。このほかに債権執行事件の終了時期や差押禁止債権の規律の見直しも行われた。

本書第2版で必要性を訴えていた、登記所や金融機関等に対する財産照会制度と、子どもの引渡しについての立法化が実現したのは大変喜ばしい。債権者の権利行使の実効性の確保と、債務者や関係者の人権保障や手続保障という民事執行法の目的にかなう改正である。今回の改正が実現しようとしている価値を最大限尊重した実務の運用によって、日本の民事執行がより向上することを願っている。特に、増加している子どもの引渡しについて、子どもの人格や意向を尊重する手続（子どもの代理人制度など）がさらに発展してほしいと思う。

今回の改訂では、債務者の財産状況の調査や子どもの引渡しについては、新たに章や節を起こして記述し、2020（令和2）年4月から施行された民法改正も織り込み、前回の改訂以降の重要な判例も取り入れた。

ただ、残念なことに最高裁判所が公表している司法統計が近年大幅に簡略化されたために、最新のデータを反映できず、前版に比べて数値を割愛せざるを得なかった部分がある（例えば、不動産執行のうち強制管理・担保不動産収益執行の件数、担保権に基づく物上代位の件数、不動産競売の全国や各裁判所ごとの売却率、民事執行事件の処理期間、民事保全の仮処分のうち係争物仮処分と仮地位仮処分の内訳などである）。東京・大阪地方裁判所のデータの一部は雑誌に掲載されているものの、これだけでは都市と地方の比較や全国の状況・傾向がわからない。最高裁判所として統計をまとめているのであれば、裁判所ウェブサイトでの情報公開を求めたい。もしも、統計自体をとっていないとしたら、とる必要があるのではないだろうか。実情を知ることが改善策を考える第一歩だからである。

例えば、令和元年改正の際、債権執行の差押禁止債権の変更について、国会の法務委員会の議論において、東京地裁ではほとんど利用がないとの数字が示されていた。しかし、札幌・大阪地裁での私の経験によれば、それなりに利用されていたし、最近東京地裁以外で執行事件を担当していた裁判官に尋ねても利用例はある。ある意味、非常に特殊な地域である東京のデータだけで全国の状況を推し量ることはできない。客観的なデータに基づいて立法事実の有無を検証できないのは問題である。司法は国家の三権の一翼を担う公的インフラであることから、より積極的な情報の収集と提供を望みたい。改正前後のデータがなければ、改正の影響の検証はできない。

なお、私自身、第2版発行後、弁護士として、銀行口座の仮差押えをしたものの残高が

50 円しかなくて、取下げすら費用倒れになる経験や、債務者が高価な絵画を所有している見込みがあることから、執行官の要請で評価のできる美術商や専門の保管業者を伴って債務者の自宅に赴いたが、空振りに終わる経験などをした。絵画の差押えは、執行官が債務者の自宅から出てくるのを外でひたすら待っていたのだが、執行官が自宅をくまなく探ししてくれたわけではなく、債務者の部屋を確認しただけであるとの説明に落胆したものである。これらの経験から、日本の民事執行制度はさらに改善できると感じた。

今回の改訂も今までどおり日本評論社の柴田英輔氏に煩雑な作業を引き受けていただいた。また個別に名前をあげることは控えるが、複数の裁判官、裁判所書記官、執行官、弁護士、研究者にも助言と協力をいただいた。多くの方々の助けによって成長した第 3 版を出版できることに深く感謝したい。

本書が民事執行法や民事保全法を「実践」的に学ぼうとされる方々のお役に立てれば幸いである。

2020 年 8 月

平野哲郎